

EHS NEWS FLASH

※法令等の内容全てを解説しているのではなく、独自の見解を含んでおり、その内容を保証するものではありません。

参考情報としてご利用頂き、法令等の内容解釈は、必ず原文にて確認し、各社の判断で対応して下さい。

(情報区分;a 化学物質)

(取得区分;1 委員会報告情報)

1) 件名

- REACH 規則の新たな SVHC として 5 物質を追加

2) 内容

- 2025 年 1 月 21 日、ECHA は、REACH 規則の新たな SVHC (高懸念物質) として以下の 5 物質の追加について公表した。

6-[(C10-C13)-alkyl-(branched, unsaturated)-2,5-dioxopyrrolidin-1-yl]hexanoic acid

CAS No. 2156592-54-8 生殖毒性

0,0,0-triphenyl phosphorothioate

CAS No. 597-82-0 PBT

Octamethyltrisiloxane

CAS No. 107-51-7 vPvB

Perfluamine

CAS No. 338-83-0 vPvB

reaction mass of: triphenylthiophosphate and tertiary butylated phenyl derivatives

CAS No. 192268-65-8 PBT

- 今回は第 33 次で合計 247 物質になる。

3) SEAJ コメント

- 追加された SVHC を含む製品を扱う製造者や EU の輸入者は、以下の両方の条件に当てはまる場合、ECHA へ届出の義務が 6 か月後から発生します。

- EU へ輸出する高懸念物質の総重量が年間 1 トンを超えている
- SVHC が構成成形品に 0.1%以上含まれている

- 2021 年 1 月 5 日以降は、SCIP DB への通知も必要となりました。
- 追加された SVHC の対応に関しましては、各社の判断で行なってください。

4) 添付情報・資料

- なし

5) 関連情報

- SVHC の URL

<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

6) その他

- なし